

# 最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

## 改正の概要

### 1 地域別最低賃金はこうなります

- ・地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、**生活保護の施策との整合性**にも配慮することとなります。具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。(詳しくは、厚生労働省HP、都道府県労働局HPに掲載されていますので、ご確認ください。)
- ・地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が**2万円から50万円**に引き上げられます。

### 2 産業別最低賃金はこうなります

- ・産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、**労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)**が適用されます。

### 3 適用除外規定が見直されます

- ・障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、**最低賃金の減額特例**が新設されます。

### 4 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

- ・派遣労働者については、**派遣先の地域(産業)の最低賃金**が適用されます。

### 5 最低賃金額の表示が時間額のみになります

- ・時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、**時間額のみ**になります。

施行期日：公布日(平成19年12月5日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(裏面のQ&Aもご覧下さい。)

厚生労働省HP:<http://www.mhlw.go.jp/>

# 最低賃金法の一部を改正する法律 Q&A

**Q** 改正によって最低賃金はただちに改定されるのですか。

**A** 改正法の施行の際に有効である最低賃金については、次の改定までの間は改正法に基づいて決定された最低賃金とみなされることから、改正法の施行の際にただちに改定は行いません。

地域別最低賃金については毎年10月頃、産業別最低賃金については毎年10月～2月の間に改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認ください。なお、現在決定されている地域別最低賃金額は以下のとおりとなっています。

北海道	654	青森	619	岩手	619	宮城	639
秋田	618	山形	620	福島	629	茨城	665
栃木	671	群馬	664	埼玉	702	千葉	706
東京	739	神奈川	736	新潟	657	富山	666
石川	662	福井	659	山梨	665	長野	669
岐阜	685	静岡	697	愛知	714	三重	689
滋賀	677	京都	700	大阪	731	兵庫	697
奈良	667	和歌山	662	鳥取	621	島根	621
岡山	658	広島	669	山口	657	徳島	625
香川	640	愛媛	623	高知	622	福岡	663
佐賀	619	長崎	619	熊本	620	大分	620
宮崎	619	鹿児島	619	沖縄	618	数字は時間額(円)	

(日給を最低賃金と比較する方法)

賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較します。

(例えば)東京都の会社に勤めるAさんは、日給5500円、1日の所定労働時間7時間30分で働いています。

これが東京都の最低賃金額739円を上回っているかどうかを確認するには、日給額÷1日の所定労働時間数を計算し、それと739円を比較します。

例をこの式に当てはめると、

$5500円 \div 7.5時間 = 733円33銭$ となり、東京都の最低賃金額739円を下回っていることになります。

なお、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

**Q** 現在、産業別最低賃金には時間額他に日額によって定められているものがありますが、改正法によって日額はなくなるのですか。

**A** 当該最低賃金について施行日後最初の改正の際に、時間額のみによって定められることとなります。

最低賃金額が時間額のみになった後、支払われる賃金が日給である場合に、その支払額が最低賃金以上かどうかを調べるには、賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較することとなります。(左記の比較方法を参照して下さい。なお、産業別最低賃金の金額等については、厚生労働省HPや都道府県労働局HPでご確認ください。)

**Q** 労働者派遣事業を行っていますが、注意すべきことは何でしょうか。

**A** 派遣労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されることとなります。したがって、派遣元事業者は、労働者を派遣している事業場に適用される最低賃金額を把握する必要があります。

金額は、厚生労働省HPや都道府県労働局HPで確認することができます。

**Q** 現在、最低賃金の適用除外許可を受けた人を雇っていますが、今後どのような取扱になるのですか。

**A** 改正法の施行の際、既に都道府県労働局長の許可を受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、施行日から1年の間に、新たに最低賃金の減額特例の許可を受ける必要があります。

なお、減額特例の許可の対象となる労働者は、①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者②試の使用期間中の者③職業訓練を受けている者④軽易な業務に従事する者等となります。